

○佐藤委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。

それでは、会議を始めてまいります。

初めに、1、令和5年第1回臨時会提出議案についてを議題といたします。議案第1号ないし議案第5号の以上5件につきまして、理事者から説明願います。

○浅田子育て支援部長 議案第1号、令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、子育て支援部所管に係る事項について御説明申し上げます。

補正予算書第1号の3ページの一番上ですが、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の子育て世帯生活支援特別給付金支給費でございます。物価高騰への対策として、児童扶養手当の受給世帯及び低所得の子育て世帯等に対して、児童1人当たり5万円を支給するもので、予算額4億6千733万4千円、財源は全額、国庫支出金でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 議案第1号、令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、保健所所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算書3ページのうち、4款1項2目の新型コロナウイルス感染症対策費についてです。来月の5月8日から、感染症法上の位置づけが2類相当から5類へと変更されることに伴い、全数把握から定点把握に移行するための医療機関に対する謝礼金、58万7千円を増額するとともに、5類変更により終了する抗原検査キット配付などの事業について、1億203万8千円の減額を行うこととし、合計で1億145万1千円の減額補正をしようとするものです。

保健所所管分については以上でございます。よろしくお願いいたします。

○富岡環境部長 議案第1号、令和5年度旭川市一般会計補正予算のうち、環境部所管に関わる事項につきまして御説明申し上げます。

お手元の一般会計補正予算書3ページ目の一番下を御覧ください。4款2項1目じん荼処理費のクリーンセンター車両管理費でございます。家庭ごみの缶、瓶等の中間処理施設であります近文リサイクルプラザで使用しているホイールローダーにつきまして、経年劣化により、エンジンのオイル漏れなどが発生しており、著しい出力の低下を起こすなど、作業に支障が生じかねない状況となっております。ホイールローダーが使用できなくなった場合、缶、瓶等の受入れができず、安定したごみ処理体制の維持が困難となりますことから、修繕費458万3千円の増額補正を行うものでございます。財源は全て一般財源でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○稲田税務部長 議案第2号及び議案第3号の2件につきまして、順次、御説明させていただきます。

最初に、議案第2号、旭川市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和5年度税制改正による地方税法等の一部改正等に伴い、条例を整備するものでございます。

その主な内容であります。初めに、個人市民税に関する事項として、1点目は、給与所得者の扶養親族等申告書について、前年の申告内容と異動がない場合には、その旨を記載し、提出できる

よう規定を整備するものでございます。また、2点目は、肉用牛の売却による事業所得に係る特例措置が、3点目は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合における長期譲渡所得に対する特例措置が、それぞれ3年間延長されたことに伴い、規定を整備するものでございます。4点目は、令和6年度からの森林環境税の導入に伴い、所要の規定を整備するものでございます。

次に、固定資産税に関する改正であります。地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例におきまして、長寿命化に資する大規模修繕工事を行った一定のマンションに対する減税措置が新たに創設されたことに伴い、減額する税額の特例割合を3分の1とするよう規定を整備するものでございます。

次に、軽自動車税であります。1点目は、現行の原動機付自転車から区分して、新たに定義された特定小型原動機付自転車について、種別割の税率を2千円と定めるものでございます。2点目は、自動車メーカー等の不正が原因で環境性能割、または種別割の納付額に不足が生じた場合に、その納付義務を当該自動車メーカー等に負わせることとしている特例措置につきまして、不足額に加算する金額の割合が引き上げられたことに伴い、規定を整備するものでございます。3点目は、電気自動車等及び一定の基準を満たした営業用の乗用車を対象に、初回新規登録をした年度の翌年度分に限り、種別割の税額を軽減することとしているグリーン化特例につきまして、その適用期間を3年ないし2年延長するよう規定を整備するものでございまして、また、このほか、所要の関連規定の整備を行うこととしております。

続きまして、議案第3号、旭川市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、議案第2号と同じく、地方税法の一部改正に伴うものでありまして、引用条項に係る所要の規定の整備をしようとするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

**○松本福祉保険部保険制度担当部長** 議案第4号及び議案第5号につきまして、順次、提案理由を御説明いたします。

初めに、議案第4号、旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が一定程度減少した世帯等における保険料の減免申請の特例につきまして、国の財政支援が令和4年度相当分の保険料までで終了したことに伴い、令和4年度末に資格を取得したなどにより、令和5年度に賦課され、令和5年4月1日から令和5年12月31日までの間に納期限が到来する令和3年度相当分及び令和4年度相当分の保険料についても減免措置を適用できるよう、改正しようとするものでございます。なお、後期高齢者医療制度につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合において所要の手続が行われております。

次に、議案第5号、旭川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、議案第4号と同様、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度減少した世帯等における保険料の減免申請の特例について、令和4年度末に資格を取得したなどにより、令和5年度に賦課され、令和5年4月1日から令和5年9月30日までの間に納期限が到来する令和3年度相当分及び令和4年度相当分の保険料についても減免措置を適用できるよう、改正しようとするものでございます。

施行日については、いずれの改正につきましても公布の日としております。

以上、よろしく願い申し上げます。

○佐藤委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。

まず、令和5年第1回臨時会提出議案に関わる事項であります、庁用自動車による交通事故について、理事者から報告願います。

○稲田税務部長 報告第1号、専決処分報告につきまして、こちらは総務常任委員会の所管であります。このうちの整理番号2番につきまして、税務部に関わりがありますので御説明を申し上げます。

本件は、本年2月27日、税務部職員の運転する庁用の軽自動車が、市内4条西3丁目の交差点において、前方を走行中の相手方車両が左折しようとして停車したことから、ブレーキを踏んだところ、路面の凍結によりスリップし、相手方車両に接触し、双方の車両を破損したものでありまして、市の負担割合を100%、損害賠償の額を26万8千945円と定め、3月24日に専決処分をさせていただきます。

交通事故の防止につきましては、日頃から職員に対し注意を喚起しているところでございますが、今後一層、安全運転の徹底を図り、事故防止に努めてまいりたいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、提出議案以外の事項であります、市立保育所の民間移譲に係るサウンディング型市場調査の実施結果について、理事者から報告願います。

○浅田子育て支援部長 市立保育所の民間移譲に係るサウンディング型市場調査の実施結果について、御報告いたします。資料を御覧ください。

まず、本調査の趣旨、目的でございますが、令和4年5月に策定した旭川市の保育と市立保育所の在り方において、民間移譲の手法も含め、保育を継続することとした近文保育所及び神楽保育所について、民間事業者との対話の場を設定し、様々な視点から施設の魅力やポテンシャル、課題等を整理し、施設の民間移譲の可能性を把握することを目的に実施したものでございます。

調査の経過でございますが、本年1月16日に調査実施要領を公表し、2月5日に近文保育所の、2月12日に神楽保育所の、それぞれ現地見学会・説明会を実施、3月1日から16日にかけて、申込みのあった事業者と個別に対話形式での調査を実施いたしました。

次に、参加実績でございますが、近文保育所の調査には6者、神楽保育所の調査には12者の参加がありました。結果の概要につきましては、事業者と対話を行った内容として、調査項目に対する主な意見、提案等を記載しておりますが、近文保育所の調査においては、建物の老朽度等に関する懸念や、登降園の利便性に関する課題を把握したほか、施設の建て替えも見据えた構想などの提案を受けたところでございます。また、神楽保育所の調査におきましては、当該施設が複合施設で

あることから、土地及び建物の移譲条件に関する懸念や、移譲後の施設管理区分に関する課題を把握したほか、内部造作の変更や施設の修繕等を含めた維持管理に関する提案を受けました。

今後は、この調査結果を踏まえ、課題等の整理を行い、施設の運営手法について総合的に検討を進めてまいります。なお、調査結果につきましては、本市ホームページに公表しております。

以上、よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、第4次旭川市食育推進計画の策定について、理事者から報告願います。

○向井保健所地域保健担当部長 第4次旭川市食育推進計画の策定について、御報告をいたします。資料につきましては、計画書と概要版の2点をお配りしております。

第4次旭川市食育推進計画につきましては、本年2月15日の本常任委員会におきまして、意見提出手続の結果について御報告をしておりましたが、その後、2月27日に開催した本市の附属機関であります旭川市食育推進会議の最終審議を経て、決定をしたところでございます。

カラーで印刷しております概要版のほうを御覧ください。食育の推進につきましては、本市の課題として、野菜が摂取不足となっている一方、塩分が過剰となっている状況や、特に、若い世代における朝食の欠食率の高さなどが明らかとなっておりますことから、概要版では、計画の内容だけではなく、こうした課題を踏まえた食育の取組が日常生活の中で無理なく実践につながるよう、イラストを多く掲載し、詳細については、各項目ごとにQRコードでの検索を可能とするなど、様々な場面でリーフレットとして活用できるよう工夫を行っております。

今後につきましては、計画書本体と概要版を関係機関・団体などに配付するとともに、本市ホームページに掲載するほか、イベント等を通じ、周知啓発に努めてまいります。

食は、私たちが生きていくために欠かせないものでありますので、市民一人一人が食の大切さを理解し、健全な食生活の実践により、健康で心豊かな暮らしの実現に向け、庁内関係部局や関係団体と連携し、取組を進めてまいります。

以上、御報告を申し上げます。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、新型コロナウイルス感染症について、新型コロナワクチンの接種について、以上2件につきまして、理事者から報告願います。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 新型コロナ感染症とワクチン接種について御報告します。

まず、A4縦の資料、新型コロナウイルス感染症についてを御覧ください。

令和5年の発生状況と、その下のグラフ、人口10万人当たりの1週間の発生者数では、2月以降はほぼ横ばいで推移していますが、3月末からやや微増傾向になっています。今後は、このよう

に増減しながら推移していくと予想しています。

次に、一番下のコロナ専用病床稼働率ですが、現在は13.6%で、病床に余裕がある状況です。これは、感染者が横ばいで推移していることに加え、軽症者が多いため、入院は少なくなっていると考えています。

次のページのクラスターの発生状況ですが、断続的に高齢者施設や医療機関で発生していますが、1月や2月と比べて、発生数は大きく減少しています。現在、新型コロナウイルス感染症は下げ止まりの状況ですが、一方で、インフルエンザの感染がやや増加傾向にありますので、今後、コロナとインフルエンザ両方を注意していく必要があると考えています。

次に、3枚目ですが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更についてを御覧ください。一番上の黒丸の項目部分のとおり、5月8日から新型コロナの感染症法上の位置づけが5類に移行する予定です。これに伴い、積極的な疫学調査等による隔離措置から、幅広い医療機関による自律的な対応へ移っていくこととなります。5類移行に当たっては、患者等の負担、医療提供体制を考慮し、当面、暫定的な措置により、段階的に移行することとなっています。

次に、表の説明になりますが、黒い見出しの部分ですが、見方としては、現状（2類相当）は今の状況、その右が5類移行後の状況、一番右が5類移行による市民生活への影響を記載しています。この中で主なものを申し上げますと、まず、患者等の負担の項目の中では、外来診療、入院、検査は、一部、公的な支援は継続しますが、基本的には自己負担となります。次に、発熱時や感染者の健康相談などのコールセンター、これは当面継続します。また、宿泊療養施設は、入院勧告・措置が終了したことから、これも終了となり、軽症者は、インフルエンザなどと同様に自宅で療養していただきます。次の医療提供体制については、今までは発熱外来での診療やコロナ病床での入院に限定していましたが、5類移行後は、外来、入院ともに、段階的に幅広い医療機関で対応していただくこととなります。次の発生動向調査については、今までは全数を把握して、毎日公表していましたが、いわゆる定点把握に変わり、1週間に1度、インフルエンザと同じように、北海道から公表されることとなります。

最後にワクチン接種ですが、これは、この後御説明いたします。

ただいま御説明いたしましたが、現在、医師会や医療対策連絡会で、5類移行をどのように進めていくか、具体的な対応を検討しているところですので、それらがまとまりましたら、広報誌やホームページなどでお知らせしてまいります。

次に、A4横の資料、新型コロナワクチンの接種についてを御覧ください。

まず、接種状況についてですが、全体の表で2価とありますオミクロン株対応2価ワクチンの接種人数は15万9千437人、全市民に対する接種率は48.6%となりました。なお、本市の接種率は、全てで全国平均を上回っておりまして、2価ワクチンでは、全国平均は44.8%ですので、約4ポイント上回っています。

次に、年代別ですが、右側の色の濃いグラフが2価ワクチンであり、60歳以上の接種率は高い水準に達してきていますが、若年層は、接種を重ねるごとに低くなっています。

左下の円グラフは、2価ワクチンの接種対象である12歳以上の2回目接種者を分母とした接種率で、58.4%となります。右の円グラフは、接種会場別の接種状況で、医療機関が82%を占めています。

2枚目の資料を御覧ください。令和5年度のワクチン接種について御説明いたします。

現在は、12歳以上の欄にあります、左側の令和4年秋開始接種に当てはまり、これは5月7日で終了となります。令和5年度は、真ん中の春開始接種と、右側の秋開始接種の2回を予定しています。この中で、春開始接種は5月8日から、接種対象に記載しています方のみが対象となり、それ以外の5歳以上の方は秋開始接種からとなります。接種券は、2価ワクチンを既に接種済みの方には、今月下旬から、前回接種から3か月が過ぎた方に、順次、保健所から発送していきます。また、3回目以降の接種券をお持ちの方、要するに接種されていない方は、その接種券をお使いいただけます。なお、紛失した方は、保健所に接種券の発行申請をしていただきます。秋開始接種については、また時期が近づきましたら改めてお知らせをいたします。

今、御説明した接種の概要は、ホームページのほか、今月発行いたします広報誌4月号の折り込みチラシなどでお知らせしていきます。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、御発言はございますか。

○小松委員 何点かちょっとお聞きをいたします。

一つは、今、報告されたように、日々の感染者数は3桁未満で増減しているという状況かと思えます。それで、この状況をどう見られているのかというのが1点です。

そして、さらに、分かっている範囲で結構なんですけど、新しいというか、変異株の動向とか、XBB.1.5の感染状況とか、それらについてもちょっと知り得ている範囲でお答えいただければと思います。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 今回の感染状況ですが、先ほどの資料のとおり、大体落ち着いてはきているんですけども、ただ、医療機関の皆様とも今、意見交換しておりまして、少なくなったとはいえ、やはり50人前後の感染者がいるということで、若干増えたり減ったりを繰り返していくと。そして、やっぱりどこかで、今までのような大きな波ではないかもしれないですけど、1つの大きな波が来るんでないかというようなことは警戒していかなければいけないというふうに考えております。

あと、変異株につきましても、これは本当に追いかけてくこという状況なんですけど、海外でも新たな変異株が出ているということで、これが日本にどの時点でどのような状況で入ってくるかということ、やはり注意していかなければいけないということで、今は下げ止まりの感じで進んでいるんですけども、やはりまだ全然、安全だということではないので、そこは今後も注意していかなければいけないと考えています。

○小松委員 報告にもありましたけども、今は、日々の感染状況等を把握して発表している。これが1週間に1回になっていく、北海道が行うということを書べられましたけども、発表と把握はそういうことで、旭川市保健所が、それとは別に、日々、病院から報告を受ける、状況を把握することとは並行してされていくのか、それはしないのかということをお聞きします。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 今現在、保健所で行っています全数把握ですとか、もっと言えば、入院の勧告、検体の検査というのは、やはり、全て感染症法上に根拠があるということで、それに基づいてそれらの対策が行えるということになっております。5類移行後は、もうはっきり言ってインフルエンザと同じような対応ということで、今まで保健所に発生届とかが出ていましたものが来なくなります。簡単に言いますと、今度は、感染者の情報というのは

保健所に入ってこなくなります。定点観測については、インフルエンザと同じように幾つかの医療機関にお願いして、感染者数の情報を道に報告するということとなりますので、実情、今のように保健所で感染者を全て把握して、例えば入院調整ですとか、そういうことというのは基本的にはできなくなるというような状況になります。

○小松委員 感染が疑わしい人、濃厚接触者、あるいは検査して感染が明らかになった人などが、今までは、自宅待機とか、何日間は行動を慎んでくださいというような対応、指導が取られていたんですが、これらについては全て、個人の判断に委ねられると。検査して陽性になった、感染していることが明らかになった人についても、行動自粛を求めたり、そういうことはなくなる。ある意味、個人の判断により、行動が自由になるという理解でよろしいですか。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 今回のコロナの感染者については、刻一刻といろいろ対応は変わっているんですけど、最新の状況ですと、例えば、陽性者は、発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後、8日目から解除が可能ということで、それまでは自宅等で待機していただくということになりますし、今は、無症状の方も、やはり検査日から7日間は様子を見ていただくこととなりますけども、これも全て、インフルエンザと同じように、調子が悪かったら病院に行ってください、場合によってはお薬をいただいて家で療養していただくということになりますので、外出するとか、買物に行くというのは全て、それぞれ個人の方の判断になるということになります。

○小松委員 この間、重症化の割合が非常に減ってきたというのが一定期間続いています。一方で、高齢者施設等でのクラスターの発生が続いてきているわけで、若い世代においては軽症で済むんだけども、一旦、高齢者施設等でクラスターが発生した場合に、いろんな基礎疾患をお持ちの方も当然おられるんで、そこでは死亡する例も、割合としては非常に高くなるということが報道もされてきているんですが、今言ったように、感染者、濃厚接触者も、個人の判断で行動が制限されるということがなくなれば、当然、その結果として、高齢者施設等にウイルスが持ち込まれる。結果として、クラスターの発生ということも、引き続き、状況としては起こり得るというふうに思うんですね。そういう点では、基礎疾患等をお持ちの方を抱えている施設にとっては、非常に難しい、懸念される要素も多くなるのかなというふうに思うんですが、これらについても施設の独自の判断でしか対応することはできないと。結果的にクラスターがどんどん、どんどん起きてきても、それは、保健所としては打つ手だてがないということで受け止めてよろしいですか。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 たしか、旭川市は、高齢者施設の数というのがほかの市と比べましても多いということで、やはりこれが、クラスターが多く発生している原因の一つかなというふうに考えています。

5類移行後についてのクラスターの扱いというのもまだ国で検討中ですけども、公表の仕方、公表の基準、クラスターの基準が今と変わる可能性があります。また、先ほども申し上げたとおり、発生届等の情報が保健所に入っていないということで、やはり、各施設での判断に委ねられる部分が多くなるかと考えています。

ただ、やはりその部分は国のほうとしても非常に対応を考えているというところで、今、進めようとしているのが、高齢者施設と、何かあったときに相談または診療ができる医療機関とのジョイントということを進めようというふうに考えていまして、その取組を進めようと考えています。

今、道のほうから具体的に来ていますのは、各高齢者施設全てにアンケートを取って、どこまで協力医療機関との話ができているか、協力医療機関があるかとか、そういうような検討を進めておりますので、今後は、高齢者施設と医療機関が連携しながら対応していくと。保健所は、基本的にはそこにこちらから積極的に介入することはなくなると思いますので、もちろん相談等には乗っていきますけども、各高齢者施設がいろいろ対策を考えていくように変わっていくと思います。

○小松委員 もう一点は、専用病床の確保について伺います。

ステージの違いによって若干変わりますが、今、旭川は、最大で二百幾つ専用病床を確保しています。新型コロナが出る前は、市立旭川病院は、たしか専用病床6床の確保が義務づけられていた。今現在の200を超す専用病床は、5月8日をもってリセットされるということになるんでしょうか。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 5類移行の最終的な形というのは、幅広い医療機関ということですので、そういう診察ができる診療科の全部の病院で診察、入院というのができるというのが最終形です。ただ、現実問題として、やはり、今まで専用の病床でやっている医療機関以外に、急に、すぐやってくださいと言っても、なかなか設備の対応とかが難しいということがありますので、国は、暫定的な措置として、9月末までにそういう準備をして、10月からは基本的にはどこの病院でも受けられるように、段階的に進めていきたいと思いますという話になっております。現実的には、5月8日の移行後は、そこから全ての医療機関というのはやはり難しいと思いますので、基本的には、今持っている専用病床を基本にししながら、少しずつ広めていくという形になりますので、5月8日からすぐ今の確保病床がなくなることは予定していませんし、当面は、それを基本としながら進めていきたいと考えています。

○小松委員 分かりました。

最後ですが、要は、具体的な国等の対応が今後ということも当然あるんで、その方針が示されたときに、市としての対応もいろいろ変わっていく、そうした要素はあるんだと思うんですが、この5月8日以降、5類への移行となった場合に、法的な裏づけ、義務づけは相当変わってきます。しかしながら、保健所としては、一定の注意力を持って対応していかざるを得ないと思うんですね。それで、現段階で、行政の保健所業務として、課題として捉えている点があれば、最後にお聞かせいただきたいと思います。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 保健所の役割というのは、市民の皆様の命と健康を守るというのがやっぱり一番大きなところですので、5類に移行するからといって、ウイルスがなくなるとか減るとかということではないので、その緊張感はずっと持つていくつもりであるんですけども、5類に移行するというので、少しずつ、市民の生活を回復していくということの方向に向けていろいろやっていかなきゃいけないと。その中で、やっぱり法律による制限というのはあるんですけども、ただ、全部、医療機関に投げっ放しということじゃなくて、保健所としては、相談に乗ったり、できるサポートの範囲内でしっかり行っていきたいと思っておりますし、国のほうも、新たな変異株ができて、また大変なことになれば、またそれに相応する対応とありますので、そこは柔軟に対応していきたいと思っておりますので、やはり保健所、旭川市としての役割、使命というのはしっかり心に留めながら、できる範囲の中で取組を進めていきたいと思っております。

○小松委員 終わります。



○佐藤委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旭川市食品ロス削減推進計画の策定について、理事者から報告願います。

○富岡環境部長 旭川市食品ロス削減推進計画の策定につきまして、御報告申し上げます。

本計画は、国際的な課題となっております食品ロスにつきまして、令和元年度に食品ロス削減推進法が施行されたことなどを受け、本市においても、食品ロスの削減に向けた取組を推進することを目的に、先月、策定したところでございます。策定に当たっては、旭川市食育推進会議において、有識者等からいただいた意見や、昨年12月から本年1月にかけて実施した意見提出手続の結果などを踏まえて取りまとめております。

それでは、計画の内容につきまして御説明いたします。2点お配りしている資料のうち、旭川市食品ロス削減推進計画(概要版)を御覧いただきたいと思っております。

まず、1ページでございますが、第1章では、計画策定の趣旨等といたしまして、本計画策定の背景、法律や各種計画との関係性を踏まえた位置づけ、そして計画期間を10年間とすることなどを定めております。

次に、2ページを御覧いただきたいと思っております。第2章では、食品ロスの現状と課題といたしまして、国及び北海道、そして本市の食品ロス発生量の推計値、食品ロスに関する市民アンケートの結果とそれを踏まえた課題認識、本市の主な取組などについて記載しております。

次に、3ページを御覧ください。第3章では、食品ロス削減の推進方針及び施策といたしまして、基本理念と目指す姿、3つの数値目標、そして4つの基本方針を定めております。

次に、4ページになりますが、前段部分でありますけれども、4つの基本方針の下に8つの基本施策を展開することとして、施策ごとに具体的な取組を記載しております。例えば、基本施策5にあります未利用食品等の循環による有効活用につきましては、フードバンク団体の活用やフードバンク活動の認知度向上のための啓発などの取組を想定しておりますが、現在、市のホームページに市内のフードバンクの取組情報を掲載することで、認知度向上を図っているところでございまして、今後もそうした団体の活動を支援するなどして、未利用食品の有効活用を図ってまいります。そのほかにも有効な施策、取組内容についてまとめておりました、従来からの取組で継続的に実施するもの、今後新たに実施するものを含めて、各部局や関係団体と連携を図りながら、施策を展開してまいります。

最後に、下段部分ですが、第4章では計画の推進といたしまして、消費者、事業者、団体、行政の各主体に求められる役割や行動、そして、旭川市食育推進会議を活用した計画の推進方法について記載しております。

以上、計画の概要について御説明させていただきました。

食品ロスの削減につきましては、SDGsの目標としても掲げられるなど、その重要性が高まってきており、今後もこうした動きは一層加速していくものと考えております。本市といたしましても、本計画に基づき、関係部局との連携を十分に図りながら、市民、事業者、団体の皆様とともに食品ロス削減に向けた取組を積極的に進めてまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

---

散会 午前10時41分